

教育長の営利企業等の従事について

営利企業等への従事について、次のとおり許可を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

1 内 容

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部運営諮問会議委員

2 期 間

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

3 理 由

教育研究上の重要事項について研究科長・学部長に対して助言または勧告を行う運営諮問会議委員に関して、東京大学大学院から委嘱の依頼を受けたため。

4 報酬等

1回 60,000円（開催回数：年1～2回程度 1回あたり3時間程度）

旅費は別途支給あり

（提出理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事について、教育委員会の許可を受ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。